令和5年10月18日

高齢者の熱中症防止緊急対策 エアコン設置支援事業 来年1月末まで申請期間を延長

来夏以降も予想される気温上昇と熱中症予防の備えとしてエアコン普及を 図るため、9月補正予算により高齢者へのエアコン設置支援事業を実施して いますが、その申請状況に鑑み、申請期間を来年1月末まで延長します。

早めに設置することで、温度差による血圧上昇やヒートショックなどの危険性が高まる冬季の健康管理にも役立ててください。

記

- 1. 受付期間/**令和6年1月31日(水)まで** ※**今年度限りの事業です** 当初: 令和5年9月4日(月)~10月31日(火)
- 2. 申請状況(申請期間: 9月4日~10月14日)

仮申請	本申請	設置完了	
45	40	23	8畳:9
			10-12畳:14

<これまでの周知>

福島市 HP・市政だより・公式SNSによる情報発信、敬老会・ふれあい訪問収集での周知のほか民生委員・地域包括支援センター・シルバー人材センターを通じた周知 <今後の周知>

これらに加え、スーパーやホームセンターの店舗など 高齢者が立ち寄る施設等での周知を図る。

- 3. エアコン設置支援事業(令和5年9月補正) 高齢者世帯のエアコン設置費用の半額相当を助成
 - ※ 下表のいずれかを選択

エアコン種別	エアコン代(税込) (取付費用含む)	市支援額 (税込)	利用者自己負担額(稅込)
8畳用エアコン	99,000円	50,000円	49,000円
10-12畳用エアコン	110,000円	55,000円	55,000円

※別途電源工事費用等が発生する場合あり(その場合の費用は自己負担)。

4. 申請・利用者問い合わせ先: 福島地区電気工事協同組合 TEL 024-573-9980 受付時間(午前8時~午後5時) ◆平日のみ

担当:長寿福祉課 課長 二瓶 課長補佐兼長寿福祉係長 深谷 電話 024-525-7656(直通)

福島市 熱中症防止緊急対策

高齢世帯のエアコン設置支援を 1月末まで延長します!



申請期限:令和6年1月31日(水)まで(延長)

来夏以降も予想される気温上昇と熱中症予防の備えとしてエアコン普及を図るため、9月から実施している**高齢世帯へのエアコン設置支援事業**の申請期間を来 年1月末まで延長します。

早めに設置することで、温度差による血圧上昇やヒートショックなどの危険性が高まる冬季の健康管理にもお役立てください。

申し込みから取付まで簡素な手続きで済ませられるワンストップ支援です。

1.対象

※以下のすべてを満たす世帯

- ①65歳以上の市県民税非課税世帯(単身または2人以上の高齢世帯)
- ②申請日時点でエアコンを持たない世帯 (完全故障も含む) ※修理代は対象外
- ③市税の滞納がないこと
- ※生活保護を受けている方は、市生活福祉課へご相談ください。
- ※賃貸の場合はエアコン設置について所有者の許可を得てください。

2. 支援内容

次のいずれかのエアコン設置費用の半額相当を助成します

エアコン種別	エアコン代(税込) (取付費用含む)	市支援額(税込)	利用者自己負担額 (税込)
8畳用エアコン	99,000円	50,000円	49,000円
10-12畳用エアコン	110,000円	55,000円	55,000円

※別途電源工事費用等が発生する場合があります。その場合の費用は自己負担となります。

※メーカーや機種を選択することはできません。

3. 申請期間

令和5年9月4日(月)~<u>令和6年1月31日(水)</u> 今年度限りの事業です!

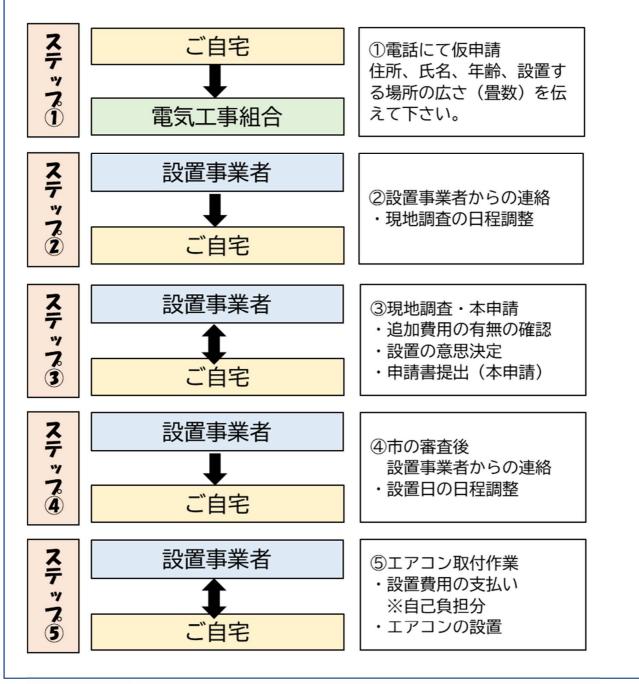
4. 申請先・お問い合せ

福島地区電気工事協同組合へ直接電話によりお申込みください。

電話番号 024-573-9980

受付時間(8:00~17:00) 平日のみ

エアコン設置までの流れ





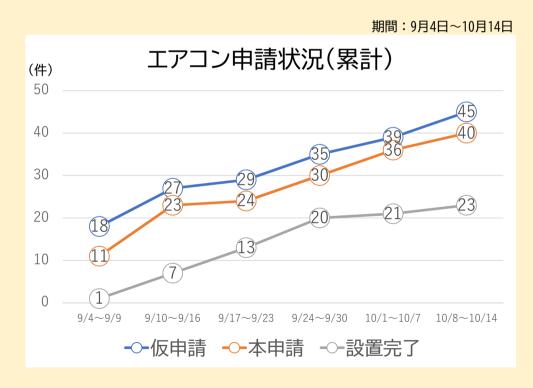
- ①事業者からエアコンの取付作業を勧誘することはありません。
- ②事業者がご自宅に赴く際は身分証を提示します。
- ③設置費用の支払いはエアコンの取付作業日と同日です。 前払いを求めることはありません。

福島市長寿福祉課

高齢者の熱中症防止緊急対策エアコン設置支援事業

来年1月末まで申請期間を延長

来夏以降も予想される気温上昇と熱中症予防の備えとしてエアコン普及を図るため、 9月補正予算により実施している高齢者へのエアコン設置支援事業について、申請状況 を鑑み、申請期間を来年1月末まで延長します。



<これまでの周知>

- ○報道発表のほか、福島市HP、市政だより、 公式SNS(LINE・Twitterなど)による情報 発信
- ○敬老会、ふれあい訪問収集での周知のほか 民生委員や地域包括支援センター、シルバー 人材センターを通じた周知

<今後の周知>

これらに加え、スーパーやホームセンターの 店舗など高齢者が立ち寄る施設等での周知 を図る。

高齢者へのエアコン設置支援事業(概要)

申し込みから取付まで簡素な手続きで済むワンストップ支援!

- 1 申請期間 令和5年9月4日(月)~令和6年1月31日(水)
- 2 支援内容 ※今年度限り 次のいずれかのエアコン設置費用の半額相当を助成

エアコン種別	エアコン代(税込) (取付費用含む)	市支援額 (税込)	利用者自己負担額 (税込)
8畳用エアコン	99,000円	50,000円	49,000円
10-12畳用エアコン	110,000円	55,000円	55,000円

- ※別途電源工事費用等が発生する場合は、自己負担となります。
- ※メーカーや機種を選択することはできません。
- 3 対象 以下のすべてを満たす世帯
 - ①65歳以上の市県民税非課税世帯(単身または2人以上の高齢世帯)
 - ②申請日時点でエアコンを持たない世帯 (完全故障も含む) ※修理代は対象外
 - ③市税の滞納がないこと
 - ※生活保護を受けている方は、市生活福祉課へご相談ください。
 - ※賃貸の場合はエアコン設置について所有者の許可を得てください。

福島地区電気工事協同組合へ直接電話で申込

○電話番号 024-573-9980 ○受付時間(8:00~17:00) 平日のみ

